

**令和6年度**

**第16期第43回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和6年11月18日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和6年11月18日(月)午前10時00分から 11時28分まで

場所 三重県労働者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案1 うみがめ等の採捕に関する委員会指示について
- 2 議案2 くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について
- 3 報告事項1 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- 4 その他  
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫 永富洋一  
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子  
千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 藤原正嗣  
主査 葛西 学

傍聴者

なし

計 18 名

## ○小川会長

ただいまから第 43 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、全員出席ですので、委員会は成立しています。委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として藤原会長職務代理者と千田委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」を審議します。  
事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

資料 1 をご覧ください。

うみがめ等の採捕に関する委員会指示は、平成 4 年 4 月 1 日付けのウミガメの管理、保存に関する水産庁通達に基づき、平成 4 年 8 月 7 日付けで最初の委員会指示が出され、以後毎年更新しているもので、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

委員会指示の内容を説明する前にまず採捕承認、採捕報告、遺がい処理報告の状況について報告します。1 - 7 ページをご覧ください。現在発動中の委員会指示により、うみがめの採捕を承認している状況です。令和 6 年は 4 件承認しており、これらは毎年申請がある幼体や卵の保護、調査を目的とするものです。1 - 8 ページは、令和 6 年の 10 月末までの採捕承認に基づいて報告があったものです。成体、幼体の採捕はありませんでした。アカウミガメと思われる卵 85 個が保護されています。同じく 1 - 8 ページの下表が遺がい処理報告です。アカウミガメ 10 頭、アオウミガメ 1 頭の計 11 頭です。

今回お諮りする委員会指示の内容に戻ります。1 - 1 ページが委員会指示の変更案と 1 - 2 ページが現行です。今回の変更は、告示番号、告示年月日、指示の有効期間です。告示番号は「第 7 号」、告示年月日は「令和 6 年 12 月 13 日」の予定で、委員会指示の有効期間は「令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで」の 1 年間です。

1 - 3 ページが事務取扱要領の変更案、1 - 4 ページが現行のものです。委員会指示の変更にあわせて、制定日、有効期間を変更しています。内容の変更はありません。

1 - 5 ページが採捕承認基準の変更案、1 - 6 ページが現行です。事務取扱要領と同様に制定日と有効期間の変更のみです。様式に関しては変更ございません。ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

## ○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

## ○委員

(意見なし)

## ○小川会長

特にないようですので議案 1 については事務局原案どおり発動してよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案2「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」を審議します。  
事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。

この委員会指示は、くろまぐろ養殖を内容とする区画漁業で用いられる1年あたりの天然種苗の活込尾数の制限に関する事項についてです。平成26年1月から発動しているもので、現在の委員会指示を継続して発動するかどうかご審議をお願いするものです。

現在、くろまぐろ養殖業の区画漁業は三重区第1501号から三重区第1505号まで免許されており、この委員会指示の対象となるのは、区第1501号、区第1502-2号、区第1503号です。令和6年1月1日から新しい免許となりましたが、免許内容に変更はありません。

委員会指示に基づき、令和6年1月以降に報告があった11月1日時点の三重区第1503号の天然種苗活込尾数は10,842尾で上限の30,000尾には達していません。なお、区第1501号と区第1502-2号は、上限には達していません。

次に2-1ページが改正案、2-2ページが現行のものです。変更箇所は、告示番号、告示年月日、指示の有効期間です。内容に変更はありません。

告示番号は「第8号」、告示年月日は「令和6年12月13日」の予定で、委員会指示の有効期間は「令和7年1月1日から令和7年12月31日まで」の1年間です。

2-3ページは、事務取扱要領の変更案、2-4ページが現行の要領です。委員会指示の変更にあわせ、制定日と有効期間を変更する予定です。内容に変更はありません。

以上が、委員会指示と事務取扱要領の変更案です。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

特にないようですので、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料3をご覧ください。

3-1ページにありますように、会議は令和6年10月31日及び11月1日に名古屋市で開催され、小川会長が出席しました。

3-2ページをご覧ください。この会議の議事次第です。

3-3ページ、3-4ページが出席者名簿です。

まず報告事項として3-6ページから3-72ページに令和6年度総会決議事項の要望活動結果について説明がありました。内容については、令和6年8月の第16期第40回海区漁業調整委員会で報告していることから割愛します。

第1号議案の令和7年度総会に向けた要望事項のうち、三重海区委員会が提案した内容は、3-88ページの「太平洋くろまぐろ資源管理について」、3-106ページの「沿岸さんま資源について」があり、小川会長から説明していただき、議決されました。

第2号議案の次年度開催海区については、3-123ページのとおり三重海区委員会が次年度の開催海区となりました。

3-141ページからは愛知県水産試験場漁場環境研究部長中嶋氏による「伊勢・三河湾の漁場環境－貧栄養とアサリ漁業－」の講演資料です。愛知県はアサリの漁獲量が日本一ですが、2014年頃から急激に漁獲量が減少しました。そこで2017年以降秋から冬にかけて矢作川浄化センター放出水の窒素やリンを試験的に増加させる取組を行った結果、アサリの漁獲量が増加傾向にあるとのことです。これまでのように窒素やリンを少なくするだけでなく、ある程度の量を全体に放出する方がアサリの成長等に良い影響があり有効であるということです。

報告は以上です。

○小川会長

ただいまの報告について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

ないようですので、次に進みます。

それでは、前回その他事項において漁業者と遊漁の調整について協議した中で質問のあったことについて事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（小林事務局長）

前回の委員会で、遊漁の集魚灯規制について協議するなかで、規制が困難な理由や委員会の権限・役割について、県から説明を願いたいとのことでしたが、委員会開催近くになって出席できないと連絡がありました。

また、本年度の東日本ブロック会議で、委員会指示や委員会の権限と役割について水産庁から説明がありました。3-128ページに海区漁業調整委員会の設置根拠、海区漁業調整委員会の構成、選任についての説明が載っています。

3-136ページには委員会指示の目的について記載されており、①水産動植物の繁殖保護、②適切な漁業権・入漁権の行使、③漁場紛争の防止・解決、④その他漁業調整があります。今回の集魚灯の規制を考える中では、③漁場紛争の防止・解決、④その他漁業調整が関係します。委員会指示は遊漁者も対象になります。

3-137ページ、委員会指示の性質について、漁業調整規則、許可の条件、免許の制限は、融通性が乏しく固定的であるという特徴がある一方で、委員会指示は、随時的、局所的に漁業種間の調整が可能という特徴があります。今回委員会でも議題とした委員会指示は、1年毎の更新あるいは場所を特定して内容を変える事が可能である点が特徴になります。資料の委員会指示の性質②で「委員会指示については、その指示違反に対する取扱規程からみても漁民の漁場における道義心に信頼し」と書いていますが、関係者と読み替えることができます。委員会指示は、漁場における関係者の道義心に信頼し、大多数の関係者によって守られることを前提としていますので、指示する場合は、指示が守られるような内容であり、大多数の人に納得され得る内容のものでなければなりません。委員会指示を出す場合、対象が遊漁船であっても、ある程度説明ができ、大多数の遊漁者が納得できるような内容である事が必要です。

スルメイカの集魚灯規制を考えるうえで参考になる資料として、「いか釣り LED 灯活用ガイド」、「いか釣り LED 灯活用ガイドⅡ」というものがあります。

スルメイカ漁業の採捕状況について、国立研究開発法人水産研究・教育機構による資源評価資料から説明します。三重県沖で利用されるスルメイカは冬季に東シナ海で発生して、太平洋を北上し、秋・冬に日本海を南下するという経路を辿る冬発生群という系群で、令和5年度資源評価資料によりますと、漁獲圧は低い状況、親魚量は少ない状況、資源量については横ばいという評価がされています。

遊漁の実態についてはわからないのが現状です。それを把握していくにはどうするのか、遊漁船の実態をアンケートにより把握するのが妥当な方法だと思います。ただ地区外からくるプレジャーボートはいつどこで採捕するかわからないということで、それをどうやって把握するかが問題です。

遊漁者への規制を求める考えを考えていく場合、水産庁の資料にもありましたとおり、規制の必要性を説明できる事が重要で、まずは対話が可能な遊漁船業者と協議して了解を得るのが良いと思います。今後、資源が減少していく恐れがありますので、漁業者が行っている2kWの規制を遊漁者にもお願いしたいという主旨で説明していくと良いと思います。

なお、3-67ページに記載されているように、令和6年4月1日に施行された改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から、協議会制度を創設しています。三重県で協議会ができるということであれば、集魚灯の規制について、この中で話し合いをしていくことができます。

説明については以上です。

#### ○永富委員

海区漁業調整委員会の中で遊漁船の規制はできるということが判明しました。でも委員会指示に係る説明等は、遊漁者は漁業者と同じような扱いをしている。共同漁業権が設定されている中でも日本の海だから何をやっても良いという人もいる。それが通るなら海区漁業調整委員会はいらないと思う。海の秩序を守るために海区漁業調整委員会はあったはずだ。この説明のとおりなら遊漁者は漁業者と一緒にではないか。海区漁業調整委員会の中で漁師と話し合いして、それで駄目な事をお互いに決めてやる方が良いのではないか。

#### ○小川会長

遊漁者も漁業者も一緒だと言い出すと、調整にならず海区漁業調整委員会そのものの存在意義が無くなるのではないか。

やはり海で漁獲物を得るということは、遊漁船であれプレジャーボートであれ、そこに決め事が当然必要になってくるのではないかと思います。

#### ○濱田委員

各地域には共同漁業権というのが設定されていますが、共同漁業権の内も外も同じ扱いの考え方でしょうか。事務局の説明にはそういう文言が一切出てこなかった。漁業者が知事から免許を受けて更新しながら使っている漁場もプレジャーボートや遊漁船は好き勝手に使えるのか。

#### ○小川会長

共同漁業権という点で言えば、まき網が操業するのは共同漁業権外です。それでもやっぱり光源というのは規制されています。皆さんいろんな意見を出していただければ、まずそれを持って事務局長が県庁との交渉、あるいはどのようにすれば良いのか、ここでは結論でないだろうと思いますけれども、皆さんのお考えを今披露していただけたらありがとうございます。

#### ○濱田委員

まず3kWの白熱灯規制があります。LEDで3kWはとても明るいので、LEDの光量制限値を先に決めるべき。現状ほとんどの灯火はLED化されている。それを決めない事には話にならない。

#### ○小川会長

それも今後の問題で、遊漁者の組合や遊漁船の組合と話し合いや協議が必要になってく

ると思います。LED等の光源の問題が協議の対象となると思います。

○濱田委員

漁業者には漁協等の団体がありますよね。遊漁者にはどんな団体があるのか。もし漁業者の団体と遊漁者の団体が皆入っていたら話し合いもできるけど。

○小川会長

県は、遊漁船の登録を認めるときに必ず遊漁船の組合に加入しなさいよという条件を付して認めるのか、ただ遊漁船を操業したいということで、認めるのか。

○濱田委員

三重県の遊漁者の団体ってどのようなのがあるのか。

○事務局（小林事務局長）

私はそれらの情報を持ち合わせてはいません。

○小川会長

それでは操業の有無についての規制はないわけですね。

○事務局（小林事務局長）

遊漁者を船に乗せて運ぶ際、天候や海況がこれ位荒れたら帰港するといった業務規程を作ることとは把握しているのですが、それ以外の操業に係る規制については把握していません。確認はしてみます。

○小川会長

それでは海区漁業調整委員会の意見として、今は何の規制もなにも無い中で、県が遊漁船を登録していることについて異議があると県知事へ具申してということでもよろしいですかね。

○事務局（小林事務局長）

どういう規制があるかを確認しないといけないと思います。現在事務局が把握しているのは遊漁船業の登録と業務規程の届け出だけです。

○小川会長

全国漁業調整委員会連合会（以下、「全漁調連」とする）東日本ブロック会議の時、神奈川海区の委員に、遊漁の火光利用について聞きましたら、夜間に遊漁船は出てないので集魚灯の使用はあり得ないという話でした。そうなると三重県が遊漁船の登録を認める時に夜間操業は駄目ですよという一行は入れられる可能性もある。田邊委員に聞きたいのですが、浮魚礁で朝早くカツオを釣ったら駄目という話があったかと思いますが、あれはどんなものですか。

## ○田邊委員

4時までは暗く夜釣りとみなすのでやめてもらっている。浮魚礁は、なぜ夜釣り禁止かというと、夜中に明るくすると昼に魚が釣れなくなるのでやめてもらっている。

## ○小川会長

4時前の操業は駄目という規制をかけている。それは遊漁船も入るわけですよね。結果として夜間の操業は駄目だということになっているので、それは遊漁船が真夜中に集魚灯を入れていか釣りをするということは、遊漁船として許されるのかという問題もでてくると思います。夜間操業ということに関して、安全性や魚の生態も含めて問題が生じてくるのかなと思います。

## ○永富委員

漁業者も夜間操業ができないくなるのは漁業者の生命線を切るようなものではないか。そういうことは、ちゃんと話し合いだけりをつけないといけないと思う。

旧漁業法の中では、遊漁船は漁業者の邪魔をしてはいけない、漁業者を優先させよという一行があったと思う。改正漁業法の中では覚えがない。旧漁業法では書いてあって、それをなくしたとすると漁業法は何の為にあるのか。衰退しても仕方ないのでないか。現にそうじゃなくても衰退していくのに。

## ○掛橋委員

永富委員がおっしゃられるように、旧漁業法と改正漁業法とでまったく変わってしまった。職務と権限についてもそう。漁業法 135 条の「その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する」は変わらないけど。職務と権限に関してはまるつきり変わってきたので、私は残念でならんのです。

## ○藤原会長職務代理者

私もこの問題について、前回からも繰り返し言つてるように、漁業法の改正後、漁業の立場が変わってきた事に漁業者としては非常に歯がゆい思いがある。冒頭この問題も過去に何度も議論にあがっているのに、県当局からきっちとした対応がなく、答弁する場さえも拒否しているというのがまず問題である。それから、共同漁業権の中と外での遊漁の問題。釣りに関しての規制は、トローリング、トラフグの漁具の規制、トラフグの産卵場所の禁漁しかない。遊漁による釣りは漁業の妨げになつたら駄目なのは大前提ですが、今後どうやってくのか。漁業者の思いのとおりに海区漁業調整委員会の中で変えていくには、知事部局の意向が重要になる。個々の意見を海区漁業調整委員会の中で言つても、知事部局としては受けない。規制が必要な理由や被害状況について根拠を示しながら、遊漁の火光利用について問題があることを漁業関係団体や漁協から知事あてに要望することが必要。その要望が海区漁業調整委員会へも下りてきて話し合うようになる。遊漁者のやす規制を求めた要望ではちょうど漁業法改正の時で、水産庁は改正が終わるまで待ってくれと言つたがどんどん延びている。全漁連が出している要望に対する水産庁の回答も、ずっと「検

討します」ばかりで継続、先送りされている。その問題を知事部局はどう対応していくのか。やはり漁業者サイドから陳情書なり要望書を出して、彼らを動かさないと私は進んでいかないと実感しています。

○掛橋委員

事務局も知事部局も誠意をみせて欲しい。委員会を軽視しているのか、と私は常々思っている。漁業法改正後、特に変わってきたっていうのは、そこです。

○小川会長

事務局長、今の掛橋委員の言葉、また県サイドに伝えてください。やっぱり海区漁業調整委員会としての重さをもう少し認識をしていただきたい。海区漁業調整委員の中で委員会指示をどうしてもやるんだという行動に動いた場合、県サイドはどのようにするのか。委員会指示としてそういう決定がなされた場合にそれを反故にする権限があるのかどうか。そこらもあって、そういう問題が生じないうちに県サイドの職員が来てやっぱり説明していただくというのが当然であろうと思います。

○木村妙子委員

先ほどいろいろ説明してくださった中に、令和6年4月1日に施行された改正遊漁船業法で都道府県がその地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者その他関係者で構成される協議会を組織すると書いてあるんですが、この協議会は設置されているのですか。担当としてはどこですか。

○事務局（小林事務局長）

設置されるかどうかっていうのも情報を持っておりませんのでしたので、確認して報告させてもらいます。遊漁船の担当は水産資源管理課です。

○木村妙子委員

わかりました。またちょっと水産資源管理課が今後作られるってことですよね。また状況を教えていただければと思います。

○事務局（小林事務局長）

わかりました。

○小川会長

事務局長、水産資源管理課がやっぱり出席しないと。事務局長がひとりだけで聞きます聞きますだけでは、なかなか説得力が薄いし、どうしても第三者を挟めば、誤解が出てくるので、水産資源管理課、あるいは他にも関係ある方も含めて、出席していただいて海区委員会委員が納得できるようなやり方をしないと。例えばスルメイカの漁獲量が右肩上がりで少なくなってるけれど、海はわからないのでいつ上向くかもわからない。そうなった時に今規制をかけておかないと当然大きな問題になると思うので、今のうちに解決をめざ

したい。これが海区委員会の意向であるということを県庁に伝えていただきたいなと思います。

○永富委員

旧漁業法の中で漁業者が優先っていうことがあったと思うが、漁業法改正でどうなったか今までに調べてもらえませんか。

○事務局（小林事務局長）

わかりました。

○淺井委員

鳥羽磯部漁協の組合長である永富委員が困っているのは愛知県の遊漁者が地先に来るからだと思うけど、もうちょっと浜に皆さんのが目を向けて、漁業と遊漁の代表者で話し合いをしたらどうですか。確かに昔からみたら漁業者が不利になっているかもしれない。

イカの光力規制については、2000年頃までは6kWまで焚ける人もいたけれど、それ以降は2kW以上は焚く事ができないような漁業者がいたのでそんな形でおさまったと思います。私は2kWで良いと思います。遊漁者にその2kWを納得してもらったら良いと思う。

○小川会長

遊漁船組合に加入をしてる人とは話し合いできると思うのですが、遊漁船組合に加入をしていない、或いは、自分でプレジャーボートを持っている方を規制する場合に、海区委員会の会長であるからといって話はできない。なので、海区委員会の中である程度委員会指示というものを検討して、それをもって、遊漁船組合やプレジャーボートの人達にこういう規制があると話をするのが良いと思う。遊漁船組合がしっかりと遊漁船業を行っている方がすべてその組合に加入していて、その組合の意向を遵守する、というような組織であれば良いが、県に登録したから後は自分でやるというような方もいる。そういう方に対して漁協の中で話はできないので、やっぱり委員会指示がまずあって、その上で話をするのが正しいやり方だと思う。遊漁船組合と話をすれば了解が得られて話がつくかもしれない。しかし、その後でもっと沢山の問題が生じてくると思う。今のうちにしっかりと委員会指示について海区委員会の中で討議をして、煮詰めるべきだと私は思います。

実際に委員会指示を出すということになつたらどういう問題が生じるのかということを一回表に出すという事も大切だろうと思います。その場しのぎのやり方をするんじゃなく、今のうちにちゃんとしたものを持っておく方が良いと思います。委員会指示について漁業者全員の賛成が必要かどうかという事もあるが、ただ単純に考えて、漁業で生活している漁業者が規制を掛けられている。同じ水産資源を利用する遊漁船、プレジャーボートは好き勝手して良いのか。平等の観点からいえばおかしいじゃないかということが起点なので、まずそのところを県に説明していただきたい。なぜ遊漁船が規制無しでいいのか。今まで良いのなら、何故なんだということを説明していただきたい。

## ○永富委員

そのとおり。遊漁船業者は遊漁者を乗せたら金になるけど、漁師は漁をして水揚げしないといけない。そういうことを遊漁者が配慮してもらえば問題は無い。

## ○掛橋委員

私の記憶では、宝石さんごの採捕に関する委員会指示、くろまぐろ養殖業に関する委員会指示、とらふぐの産卵親魚の保護に関する委員会指示、その3つ私が在籍中に委員会指示を発動した。その当時の県担当者の方はどんな問題にしても親身になって協議したようと思う。それがいまは欠如している。検討課題があり、我々は漁業者の代表なので三重県の水産業の発展のために県当局と一緒に協議していくべきと思います。それに対して提言というか、何らかの形で県当局も議論に参加して欲しい。その点よろしくお願ひします。

## ○古丸委員

漁業者、遊漁者、海区漁業調整委員会、県庁の間の会話のパスが大事。

大事なポイントは、2kWっていうのがしばしば出てきます。三重県漁業調整規則のいか釣りところに一隻あたり2kWと出てきます。今日の資料みると「漁業調整規則や免許、許可による規制は固定的で融通性に乏しい」とあります。確かにそのとおりで、2kWっていうのは実態に合ってないんです。LEDで2kW焚いたら大変なことになると思います。この点については規則を変えるべきだと思います。最終的にはここに行きつく。それと、漁業者代表者委員の方にお願いしたいんですが、遊漁船によって漁業者がどういう不利益や被害を被っているのか、その具体的な例が無いと、遊漁側とけんか別れすることになる。水産資源を守るためにこれだけは堪えてくれって具体的に言えるかどうかだと思うんです。

## ○小川会長

そこが一番難しいところです。貴重なご意見ありがとうございました。

時間も来ましたのでこの辺で終了しますがよろしいでしょうか。

それでは次回の日程を説明お願いします。

## ○事務局（藤原主幹）

次回の委員会日程ですが、12月9日（月）10時から、場所は勤労者福祉会館の第2会議室でいかがでしょうか。

## ○小川会長

特に異議が無いようなので、次回の委員会の開催は、12月9日（月）の10時からとします。

では本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。